

(仮称) 福井県水源涵養地域保全条例(案)の概要

【目的】

水源涵養地域を保全するための、基本理念、ならびに県、関係者の責務、県の施策の基本となる事項を定め、もって豊かな水資源を将来にわたり引き継いでいくことを目的とします。

【基本理念】

水源涵養地域の保全に当たっては、水資源が県民生活や地域経済を支えるとともに、森林の持つ水源涵養機能が水資源の保全に重要な役割を果たしていることを踏まえ、県、市町、土地所有者等、事業者および県民の理解と連携の下に行われなければなりません。

【県および関係者の責務】

県、土地所有者等、事業者および県民の責務を定義します。

【水源涵養地域の指定】

水資源の保全のため、適正な土地利用を図る必要のある民有林を水源涵養地域^{*}として指定します。(水源涵養地域指定案 … 生活用水を取水しているダム等水源の上流森林など)

【水源涵養地域における土地取引等】

○水源涵養地域内の土地所有権等の移転等の事前届出

- ・土地所有者等は売買等契約の30日前までに知事に届け出なければなりません。

○水源涵養地域内の土地を有する法人が支配された場合の事後届出

- ・株式等の過半を取得(法人支配)されたときは、当該法人は30日以内に知事に届け出なければなりません。

○助言

- ・事前届出を受けた場合、知事は売主および買主予定者に対して、当該土地の利用方法など必要な助言を実施します。

○公表・罰則

- ・次の場合、氏名等が公表されるとともに、過料が科せられます。
① 無届出、② 虚偽の届出

【水源涵養地域における小規模林地開発】

○水源涵養地域における小規模林地開発の届出

- ・一定規模(0.1ha以上1ha以下)の開発行為をしようとする者は、事前に知事に届け出なければなりません。

○勧告・命令および公表・罰則

- ・次の場合、勧告・命令し、従わないときは氏名等が公表されるとともに過料が科せられます。
① 無届出、② 虚偽の届出
② 災害の発生や水の確保に著しい支障を及ぼすおそれがあるとき

【その他】

○市町の条例との関係

- ・市町に、この条例と同一の目的の条例があり、知事が同等以上の効果があると認めるときは、この条例の規定は適用しません。

【水源涵養地域における地下水の利用】

○影響調査の実施

- ・一定規模(吐出口の断面積19.6cm²【直径5cmの円形相当】)以上の揚水設備を用いて地下水を採取しようとする者は、影響調査を実施しなければなりません。
- ・調査の30日前までに影響調査計画を知事に届け出なければなりません。

○採取計画の届出

- ・影響調査を実施後、採取60日前までに知事に採取計画を届け出なければなりません。

○採取計画の変更命令

- ・地下水の採取が水源涵養地域の水資源に影響を生じさせる場合は、知事は採取計画の変更を命令します。

○地下水採取量等の報告

- ・定期的に採取量および水位を知事に報告しなければなりません。

○勧告・命令および公表・罰則

- ・次の場合、勧告・命令し、従わないときは氏名等が公表されるとともに過料が科せられます。
① 水位の低下
② 無届出
③ 虚偽の届出、届出内容違反
④ 採取計画変更命令違反